

国家情報会議設置法案に対する修正案

国家情報会議設置法案の一部を次のように修正する。

第二条中「発生」の下に「又はそれによる被害」を加え、「資する」を「おいてその政策決定に必要となる」に、「次条及び第七条において」を「以下」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 重要情報活動の実施又は外国情報活動への対処に際しての国民の基本的人権の不当な侵害の防止及び

これらに従事する職員の政治的中立性の確保のための方策

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(国会への報告等)

第十四条 政府は、毎年少なくとも一回、第三条各号に掲げる事項についての会議の調査審議の結果並びに重要情報活動の実施及び外国情報活動への対処の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第六条 政府は、重要情報活動の実施若しくは外国情報活動への対処に際して国民の基本的な人権が不当に侵害され、又はこれらに従事する職員の政治的中立性が不当に損なわれていないかどうか等を独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置について検討を行い、その結果に基づいて可能な限り早い時期に必要な措置を講ずるものとする。